



女川町告示第1号

女川町収納代理金融機関の商号変更については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により、次のとおりである。

令和6年1月11日

女川町長 須田善明



1 商号の変更

新 東日本信用漁業協同組合連合会

旧 宮城県漁業協同組合

2 変更開始年月日

令和6年4月1日